

市議会議員及び市長の選挙における選挙運動費用の公費負担限度額の変更について

1 変更理由

最近における物価の変動及び消費税増税（8%→10%（令和元年10月施行））を踏まえて、衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動に関し、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用通常葉書等の作成の公営に要する経費に係る限度額が引き上げられました。

これに伴い、公営制度による市議会議員及び市長の選挙における選挙運動費用の公費負担の限度額等を定めた条例の一部について、公職選挙法施行令の改正に準じて、所要の改正を行うものです。

※選挙公営制度とは

お金のかからない公正な選挙を実現するとともに、資産の多少にかかわらず立候補や選挙運動の機会を持てるようにするため、候補者の選挙運動費用等の一部について、市が公費で負担する制度です。

なお、選挙の結果、得票数が公職選挙法に定める基準に達しないため、供託物が没収される場合には、公費負担を受けることができません。

2 主な変更内容

公職選挙法施行令の改正に準じて、選挙運動用自動車、ポスター及びビラの公費負担の限度額について、次のとおり最近における物価の変動及び消費税増税（8%→10%（令和元年10月施行））を踏まえた変更を行うものです。

（1）選挙運動用自動車使用の公営

選挙運動用自動車の使用については、一般運送契約（ハイヤー方式（燃料費、運転手の雇用を含む一括契約））と一般運送契約以外の契約（レンタル方式（自動車の借入、燃料費、運転手の雇用を個々に契約））の2つの方法があります。

今回の変更は、レンタル方式に係るもののうち、自動車の借入及び燃料費について行うものです。

区分		単位	現行(A)	改正後(B)	増減 (B) - (A)
一般運送契約以外の契約 (レンタル方式)		1日	35,860円	36,300円	440円
		7日	251,020円	254,100円	3,080円
内訳	自動車借入れ	1日	15,800円	16,100円	300円
	燃料費	1日	7,560円	7,700円	140円
	運転手の雇用	1日	12,500円	12,500円	改正無し

【参考】※改正無し

区分	単位	現行
一般運送契約 (ハイヤー方式)	1日	64,500円
	7日	451,500円

※運転手の雇用・燃料費含む

（2）選挙運動用ポスター作成の公営

選挙運動用ポスター作成については、ポスターの作成単価と作成枚数にそれぞれ上限があります。

今回の変更は、ポスターの作成単価について行うものです。

なお、作成枚数の上限については、ポスター掲示場の数になります。

区分	現行(A)	改正後(B)	増減(B)-(A)
印刷費単価(a)	393円80銭	405円99銭	12円19銭
企画費(b)	232,875円	237,188円	4,313円

【参考】

選挙運動用ポスター作成の公営にかかる限度額を、令和元年8月4日執行の会津若松市議会議員一般選挙時のポスター掲示場数451箇所を試算しますと、以下のとおりとなります。

区分	現行(A)	改正後(B)	増減(B)-(A)
公費負担の限度額(c×451)	410,861円	420,332円	9,471円

○限度額算定の数式

・単価の限度額(c):印刷費単価(a)×ポスター掲示場数+企画費(b)

ポスター掲示場数 ※円未満切り上げ

上記の現行単価:910.152..≒911円、上記の改正後単価:931.905..≒932円

※市議会議員及び市長の選挙運動用ポスターの大きさは、公職選挙法において国等の選挙のポスターの4分の3と定められているため、印刷費単価及び企画費についても、公職選挙法施行令が定める額の4分の3としています

(3) 選挙運動用ビラ作成の公営

選挙運動用ビラ作成については、ビラの作成単価と作成枚数にそれぞれ上限があります。

今回の変更は、ビラの作成単価について行うものです。

なお、作成枚数の上限については、公職選挙法に市議会議員選挙4,000枚、市長選挙16,000枚と定められています。

区分	現行(A)	改正後(B)	増減(B)-(A)
印刷費単価(a)	7円51銭	7円73銭	22銭
公費負担の限度額(b)	30,040円	30,920円	880円
公費負担の限度額(c)	120,160円	123,680円	3,520円

○市議会議員選挙における選挙運動用ビラの上限枚数(d):4,000枚

市長選挙における選挙運動用ビラの上限枚数(e):16,000枚

※公職選挙法で定める枚数

○限度額算定の数式

・公費負担の限度額(b):印刷単価(a)×市議会議員選挙における選挙運動用ビラの上限枚数(d)

・公費負担の限度額(c):印刷単価(a)×市長選挙における選挙運動用ビラの上限枚数(e)

3 施行期日等

公布の日から施行します。

改正後の条例規定は、この条例の施行の日以後にその期日を告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例によります。